

株式会社 心和

# ハラスメント防止マニュアル

全ての職員が安心して働ける職場環境のために

放課後等デイサービス 太陽の子

就労継続支援B型事業所 心和の郷

## はじめに

このマニュアルは、放課後等デイサービス 太陽の子及び就労継続支援B型事業所 心和の郷において、ハラスメントのない健全な職場環境を維持するために必要な事項を定めたものです。

ハラスメントは、被害を受けた職員の人格を傷つけるだけでなく、職場全体の士気低下・離職促進・サービスの質低下につながる重大な問題です。管理者・全職員がハラスメントを「許さない・しない・見逃さない」という共通認識のもとで業務にあたることを目的とします。

## 1. ハラスメントの定義と種類

### (1) パワーハラスメント（パワハラ）

職場のパワーハラスメントとは、職場において行われる以下の要素を全て満たす言動をいいます。

- ・優越的な関係を背景とした言動であること
- ・業務上必要かつ相当な範囲を超えていること
- ・職員の就業環境が害されること

パワハラのような主な類型は以下のとおりです。

- ・身体的な攻撃（暴行・傷害）
- ・精神的な攻撃（脅迫・侮辱・暴言等）
- ・人間関係からの切り離し（仲間はずれ・無視等）
- ・過大な要求（業務上明らかに不要な行為の強制等）
- ・過小な要求（業務上の合理性なく能力・経験とかけ離れた仕事への配置等）
- ・個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

### (2) セクシュアルハラスメント（セクハラ）

職場におけるセクシュアルハラスメントとは、職場において行われる性的な言動に対する職員の対応等により、その職員の労働条件につき不利益を与えること、または性的な言動により職員の就業環境を害することをいいます。

- ・対価型セクハラ：性的な言動への対応を理由に不利益な取扱いを行うもの
- ・環境型セクハラ：性的な言動により就業環境が不快なものとなり、能力発揮に重大な悪影響を与えるもの

### (3) マタニティハラスメント（マタハラ）・パタニティハラスメント（パタハラ）

妊娠・出産・育児休業等の取得に関して、嫌がらせや不利益な取扱いを行うことはハラスメントに当たります。

- ・妊娠・出産を理由とした解雇・降格・退職強要等
- ・育児・介護休業取得への嫌がらせ・不利益な言動

#### (4) 利用者・家族からのハラスメント

利用者・ご家族からの職員に対する不当な言動（暴言・暴力・過度な要求等）もハラスメントとして対応します。

- 職員が一人で抱え込まず、管理者に報告するよう徹底します。
- 管理者は組織として対応し、必要に応じて関係機関と連携します。

## 2. ハラスメント防止のための取り組み

### (1) 方針の周知

- 事業所としてハラスメントを絶対に許容しない旨の方針を、全職員に明示します。
- 採用時・年1回以上の職員研修においてハラスメント防止の教育を実施します。

### (2) 相談体制の整備

- ハラスメントに関する相談窓口を設置し、全職員に周知します。
- 相談者のプライバシー保護・不利益取扱いの禁止を徹底します。
- 相談窓口担当者は、相談内容の秘密を厳守します。

## 3. ハラスメントが発生した場合の対応手順

### (1) 相談・報告の受付

- ① 被害を受けた職員、またはハラスメントを認知した職員は、相談窓口または管理者に相談・報告します。
- ② 相談窓口担当者（管理者）は、相談者の話を丁寧に聴取し、事実関係を確認します。
- ③ 相談内容は秘密として管理し、相談者の同意なく第三者に開示しません。

### (2) 事実確認・調査

- ① 管理者は、相談内容に基づき、関係する職員へのヒアリング等を通じて事実確認を行います。
- ② 調査は、当事者双方のプライバシーに配慮しながら公正に行います。
- ③ 調査結果をまとめ、ハラスメントの有無と程度を判断します。

### (3) 措置・再発防止

- ハラスメントが認定された場合、行為者に対して注意・指導・懲戒処分等の適切な措置を講じます。
- 被害者に対しては、謝罪・配置変更等、必要な支援を行います。
- 再発防止のため、職員研修の実施・職場環境の改善等を図ります。
- 対応の経緯・結果を記録し、適切に保管します。

## 4. 相談窓口・連絡先

ハラスメントに関する相談は、以下の窓口に連絡してください。

・社内相談窓口：

(放課後等デイサービス はやと太陽の子) : 0995-73-6892

担当：管理者兼児童発達支援管理責任者 上井 有加

(放課後等デイサービス こくぶ太陽の子) : 0995-45-0801

担当：管理者兼児童発達支援管理責任者 富田 奈央

(指定障害 h 串サービス事業所 心和の郷) : 0995-73-8863

担当：サービス管理責任者 瀬戸口 真基子

・外部相談機関：都道府県労働局 総合労働相談コーナー

・法テラス（法律相談）：0570-078374

相談したことを理由として、不利益な取扱いを受けることは一切ありません。安心してご相談ください。